

令和4年10月14日

第76期司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局経理課経理係
司法研修所事務局総務課人事係

修習給付金支給のための届出方法について（事務連絡）

司法修習生が住居給付金又は移転給付金の給付要件を具備した場合（※）の届出方法については、今回同封の修習給付金案内（裁判所ウェブサイトにも掲載済み）において、「所定の様式に記載の上、書面にて提出（郵送又は持参）する方法」としているところですが、このうち移転給付金に係る届出については、上記届出方法に加え、オンラインによる届出も認めることとしましたので、その旨お知らせいたします。

オンラインによる届出については、司法修習のため各修習生が利用することとなるマイクロソフト365アプリを利用する想定しておりますが、具体的な方法については、各修習カテゴリの度に上記アプリを通じて周知（導入修習については、11月中旬頃）する予定です。

なお、住居給付金に係る届出につきましては、令和5年5月下旬頃から、オンラインによる届出の開始を予定しています。

※ ご自分が給付要件を具備しているかは、同封した給付金案内にてご確認ください。